

## 新型コロナウイルス感染症対策 (公社)日本ボウリング場協会ガイドライン

令和5年3月13日、(公社)日本ボウリング場協会「新型コロナウイルス感染症対策 ガイドライン改訂 (第5版)」を発信します。

令和5年2月10日に新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」及び基本的対処方針の変更により、政府は3月13日(月)より、新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについて現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とすることを決定いたしました。

つきましては、当協会では今回の提言に基づいてガイドラインを改訂いたしましたので、ご協力をよろしくお願いいたします。

### ●基本的考え方 (密閉・密集・密接の三つの密をいずれも避ける)

新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や利用者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を講じることをお願いいたします。また、オミクロン株の変異株の特徴を踏まえ、接触感染・飛沫感染・エアロゾル感染の経路に応じた感染防止策を講じることをお願いいたします。(オフィス、休憩室等はもとより車輦内部や共同生活空間等、特に密になりやすい空間の共用を極力避けるか、やむを得ない場合、換気徹底、パーティション設置、~~マスク常時着用~~、会話を控える等の工夫。) ~~特に、感染リスクが高まる「5つの場面」(令和2年10月新型コロナウイルス感染症対策分科会)の場面が該当するところを具体的に点検し、個々の場面に重点を置いた対策の実施をお願いいたします。~~

#### (1) 他者と共有する設備や手が触れる場所等の高頻度接触部位の除菌・消毒

※消毒方法について、例えば厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を参照。

#### (2) 場内の換気

※適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気(1時間2回以上、1回に5分以上)を徹底する。乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が40%以上になるよう適切な加湿を行う。また、換気に加えて、CO2測定装置の設置やHEPAフィルタ式空気清浄機、サーキュレーター等の補助的な活用も検討する。

#### (3) こまめな手洗い及び正しい~~マスク~~(感染対策の観点から品質の確かなもの、できれば不織布)着用の義務化

~~※マスクの着用について、例えば厚生労働省HP「マスクの着用について」等を参照。~~

#### (4) 人と人が触れ合わない距離の維持

#### (5) 大声での会話の自粛

#### (6) 必要に応じて入場者の制限や誘導

- (7) 基本的な健康チェック（検温チェックなど）
- (8) 利用者への注意喚起

## 1. 利用者への注意喚起

【ポイント】施設利用時の注意事項並びに、体調が思わしくない時の来場自粛を、HP や掲示で利用者呼びかけ、実行の徹底を強く求めています。

①体調のすぐれないなどのお客様には、入場を自粛していただくよう呼びかける。

- ・風邪の症状のある方。（咳・咽頭痛・くしゃみ・発熱など）
- ・強い倦怠感や息苦しさのある方。
- ・嗅覚・味覚に異常を感じる方。
- ・その他、新型コロナウイルス感染症と思われる症状がある方。

~~②マスク着用での入店及び、プレイ中のマスク着用を要請~~

~~ただ、大との距離（目安2m）が確保でき、会話がほとんどない場合はマスク着用の必要はない。~~

~~また、マスクをフロントに常備し、マスクが必要な状況にもかかわらずマスクを持参していないお客様がいた場合は、フロントでお渡しする。~~

~~病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないように十分配慮するとともに適切な感染対策を講じる。~~

~~※厚生労働省HP「マスク等の着用が困難な状態にある発達障害のある方等」の理解について」を参照。[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14297.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14297.html)~~

②大声での会話の自粛を呼びかける。

③入店時と退店時の手の除菌・消毒または手洗い、検温について協力を要請する。プレイ前後、およびトイレ前後の手指消毒は特に重要なので、フロント・張り紙等でお客様に注意を促す。

④プレイ終了後は、店内が密状態になるのを避けるため、速やかな退店を促す。

⑤可能な限りキャッシュレス決済を導入するとともに、ゲーム料金等の支払いの際には、キャッシュレス決済の利用を推奨する。

⑥高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応を心掛ける。また、マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、客層や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、ボウリング場の判断で利用者に対しマスクの着用を求めることができる。

## 2. 場内の衛生確保、感染対策

【ポイント】お客様が他者と共有する設備や手が触れる場所を確認し、その設備と場所のアルコール（濃度 60%以上）や次亜塩素酸ナトリウム溶液（濃度 0.1%~0.5%）による除菌・消毒、場

内の清掃を徹底します。

また、クラスターを作らないために、密閉・密集・密接を避けた運営を行います。

## 1) 場内全般

- ①こまめな手洗いを励行するとともに、可能な限り入り口の手指除菌・消毒剤の設置及び消毒を行う。
- ②地域住民への騒音にも配慮しながら、出入り口のドア、自動ドア、窓を可能な限り開放し、良好な換気の状態を確保する。
- ③ハウスボール・ハウスシューズ・ボウラズベンチ・スコアテーブル・スコアパネル・ボールリターン（リセットボタン・ハンドドライヤー吹出し口等）・エレベーターボタン・ドアノブ・自動販売機ボタンなど、共有設備や高頻度接触部位の除菌・消毒については、状況を踏まえた適度な頻度で対応する。また、巡回清掃の実施及び実施済み管理簿を設置する。
- ④バックヤード、ロッカールームについても、出来る限り良好な換気の状態を確保するよう努め、共有設備や高頻度接触部位の除菌・消毒を徹底する。
- ⑤ボール拭きタオルは、お客様ごとに清潔なものをお渡しする。
- ⑥待ち時間の混雑を避けるため予約を推奨する。
- ⑦お客様をレーンにご案内する際は、各ボウリング場のボウラズベンチやコンコースの広さを考慮し、レーン内の三密を避けるよう各ボウリング場で十分に配慮をする。また利用者への指導を徹底する。
- ⑧フロントでの飛沫感染を防止するため、必要であればビニールシート・アクリル板などを設置し接客にあたる。
- ⑨長時間（5分以上）の対面接客や、アプローチ上でお客様とスタッフの会話を行う際は、適度な距離を確保し、~~必ずマスクを着用する。~~また、マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、感染対策上または事業上の必要がある場合に、ボウリング場の判断で従業員に対しマスクの着用を求めることができる。
- ⑩ユニフォームや衣類、ウエス等はこまめに洗濯をする。

## 2) トイレ

（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）

- ①便器内は、通常の清掃が良い。
- ②不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ③ペーパータオルを設置する。
- ④ハンドドライヤーは使用可とし、共通のタオルは禁止する。
- ⑤トイレ内でもできる限りの換気に努める。

## 3) 待合・休憩スペース、喫煙室

（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ① ~~大との距離（目安 2m）が確保でき、会話をほとんど行わない場合を除き、マスクを着用する。~~人と人が触れ合わない距離での間隔を確保する。
- ② 待合・休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ③ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ④ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

#### 4) 飲食スペース

飲食スペースを併設している場合は、下記のとおり対応する。

- ① テーブルやいす等を減らしての適度な距離の確保、又は席の配置を対面から横並びへの変更や、~~パーティション（アクリル板）の設置等~~に努め、~~食事中以外のマスク着用を推奨する。~~
- ② 常時換気することに努める。
- ③ 定期的に、テーブルやいす等の手の触れる箇所を消毒。

※お客様や飲食店舗経営者等に飲食スペースを使用させる場合は、上記対策のほか、適宜以下のガイドラインも参照すること。

「外食業の事業継続のためのガイドライン」 <http://www.jfnet.or.jp/contents/safety/>

#### 5) ゴミの廃棄

- ① 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ② ゴミを回収する人は、マスクを着用する。
- ③ ゴミ処理後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

#### 6) 清掃・消毒

- ① 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。
- ② 手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

### 3. スタッフの健康管理

【ポイント】ボウリング場のスタッフは、お客様と対面するという危機感を常に持っています。スタッフ一人一人の体調管理を心掛けます。

- ① スタッフ全員に出勤前の検温を義務付けし、発熱した者に対し出勤停止の徹底を促す。
- ② 「1. 利用者への注意喚起」の「①体調のすぐれないお客様には、入場を自粛していただくよう呼びかける。」にある項目に該当する場合は、出勤停止の徹底を促す。
- ③ ~~業務中は、マスクの着用を徹底する。~~感染対策上又は事業上の必要がある場合に、ボウリング場の判断で従業員に対しマスクの着用を求めることができる。
- ④ 手洗いを徹底する。その際、可能な限り、手指の除菌・消毒についても励行する。
- ⑤ 感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はない。

事業所等で感染者と接触があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、事業所内に周知する。

- ⑥同一世帯内で感染者が発生した場合は、全ての同居者が保健所によって濃厚接触者と特定される。待機期間は、原則5日間（6日目解除）だが、2・3日目の「抗原簡易キット」で陰性が確認された場合には、3日目から待機を解除することが可能。
  - ⑦普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
  - ⑧出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用した検査を検討する。
  - ⑨また、寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。
  - ⑩65歳未満の重症化リスクの少ない者であって、症状が軽い又は無症状の方は、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能なので、検討をする。
  - ⑪新型コロナウイルスワクチン接種の有効性を発信し、推進をする。
  - ⑫海外渡航歴を有する者の出勤などは、政府が定める日本入国時の検疫措置に沿って対応する。
- ※厚生労働省HP「水際対策」を参照

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

#### 4. 感染者が発生した場合の対処（保健所からの通知・本人からの通告）

【ポイント】感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

- ①保健所、医療機関の指示に従い、適切な対応をする。

#### 5. リーグ・トーナメント・ボウリングスクールの運営

【ポイント】リーグ・トーナメントの実施・スクール受講者への指導を行う場合、~~夫との距離（目安2m）が保てて、会話をほとんど行わない場合を除きお互いマスク着用、~~マ人と人が触れ合  
わない距離の間隔を保ち、毎日健康チェックを行いながら運営をおこなう。

また、リーグ、トーナメント、ボウリングスクール等、イベント色の強いものへの参加を呼び掛ける場合は、ガイドライン遵守の旨を公表する。

- ① リーグ・トーナメントを実施する場合は、参加者同士が密にならないよう適度な距離をとる

ように指示をし、大声での会話、握手・ハンドタッチ等は自粛するよう要請する。

- ② スクール受講者との適度な距離を保ったレッスンを行ない、極力触れないようにする。
- ③ インストラクターは~~マスクを着用、実施前は~~検温をし、人と人とが触れ合わない距離の維持を心がける。
- ④ 大声でのレッスンを控える。
- ⑤ 受講者に対しても、観戦中やレッスン中の歓声を控え、拍手に置き換えるよう指導する。  
また、マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、ボウリング場が感染対策上または事業上の理由等により、利用者または従業員にマスクの着用を求めることができる。
- ⑥ スクール受講者同士が密にならないよう指導する。
- ⑦ レッスン終了後、インストラクターはボウラーズベンチ、スコアテーブル、スコアパネル、ハウシューズ・ハウスボール（使用した場合）を除菌・消毒する。
- ⑧ ~~大との距離（目安2m）が保てて、会話をほとんど行わない場合を除き、リーグ・トーナメント参加者、スクール受講者にもマスク着用を義務化し、~~「1. 利用者への注意喚起」の「①体調のすぐれないお客様には、入場を自粛していただくよう呼びかける。」にある項目に該当する場合は参加を断る。
- ⑨ インストラクターの健康チェックリストの強化を図る。
- ⑩ リーグ・トーナメント等で受講者がスクールバス等で移動する場合には、車内での対人距離確保、~~正しいマスクの着用、~~換気、会話の自粛、消毒等感染防止策を徹底する。

最後に、

ボウリング場施設は換気設備面を含め決して密閉空間ではなく、レーン面積も含めると、小人数で広空間を必要とするスポーツです。

そしてボウリングは誰でも手軽に楽しみながら無理せず出来る全身運動で、ストレス解消にも最適です。有酸素運動であるボウリングは心臓や肺の機能を高め、組織・細胞に酸素を送り込むことによって免疫力を高める効果もあります。

国民の健康のために、(公社)日本ボウリング場協会会員の皆様には、どうか万全の体制の運営を心掛けていただきますよう、切にお願い申し上げます。

制作 2020年5月21日

(改訂 2020年10月16日)

(改訂 2021年11月26日)

(改訂 2022年12月12日)

(改訂 2023年3月13日)

公益社団法人日本ボウリング場協会